

熊本県障害者自立支援給付費等負担金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県障害者自立支援給付費等負担金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、別途通知するものとする。
2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、熊本県障害者自立支援給付費等負担金所要額調書（別記第1号様式）によるものとする。

(交付条件)

第3条 負担金の交付条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
(1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
(2) 知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第4条 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、次のとおりとする。
(1) 熊本県障害者自立支援給付費等負担金精算書集計表（別記第2号様式）
(2) 熊本県障害者自立支援給付費等負担金支出済額内訳（別記第3号様式）
2 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、負担金の交付決定のあった年度の翌年度の5月末日とする。

(負担金の精算)

第5条 要項第9条の実績報告書により報告された実績額と交付決定額との間で過不足額が生じる場合は、実績報告があった年度内において当該過不足額を精算（返納又は追加交付）するものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。